

第一薬科大学 学則（案）

認可 昭和35年 1月20日

施行 昭和35年 4月 1日

第 1 章 総 則

（目的及び使命）

第1条 本学は、「個性の伸展による人生練磨」を建学の精神として掲げ、日本国憲法、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、広く医療に関する専門的な知識・技能・態度を授け、実践的な能力を有する医療人を育成することを目的とし、医療福祉の向上、学術の深化に貢献することを使命とする。

第 2 章 学部及び学科

（学部、学科）

第2条 本学に薬学部及び看護学部を置く。

2 薬学部薬学科及び漢方薬学科を置く。

3 看護学部看護学科を置く。

（教育目標及び研究目標）

第3条 第1条に定める目的及び使命の実現のための教育目標及び研究目標を次のとおりとする。

（1）薬学部は広く薬学に関する専門的な知識・技能・態度を授け、実践的な能力を有する人材を育成することを目標とする。

学科ごとの教育目標は、次に掲げるとおりとする。

薬学科

①「惻隠の情」を持つ薬剤師の養成

②実践的な能力を持つ薬剤師の養成

③創造的な薬剤師の養成

④薬の専門家として医療の各分野に対応できる知識・技能・態度と豊かな人間性、倫理観を備えた実践能力の高い薬剤師の育成

漢方薬学科

①「惻隠の情」を持つ薬剤師の養成

②実践的な能力を持つ薬剤師の養成

③創造的な薬剤師の養成

④薬の専門家として医療の各分野に対応できる知識・技能・態度と豊かな人間性、倫理観を備えるとともに、日本独自の伝統医学である漢方に精通した実践能力の高い薬剤師の育成

（2）看護学部は、広く保健医療に関する専門的な知識・技能・態度を授け、実践的な能力を有する人材を育成することを目標とする。看護学科の教育目標は、次に掲げるとおりとする。

看護学科

- ①リーダーシップと「惻隱の情」を持つ専門職業人の養成
 - ②根拠に基づいて基礎的な看護を実践する能力
 - ③多様な看護の場で多職種や地域と連携・協働する能力
 - ④薬剤による治療や予防を看護の視点で捉える強化された能力
- 2 本学の研究目標は、次に掲げるとおりとする。
- ①個性と創造性のある研究の推進
自由な発想に基づく独創的な学術研究を進展させ、医療および薬学分野における高度な専門知識・技術・技能の発展に貢献する。
 - ②基礎から応用に至るまでの研究推進
多様な社会からの要請に基づく医療および薬学分野における基礎的研究および臨床応用研究を推進し、医療・福祉の増進に貢献する。
 - ③地域社会や国際交流を視野においた研究の推進
地域社会や国際社会からの要請に応えるために、国内外の医療機関、研究機関と協同し学術連携、人的交流を通じて研究を推進し、医療および薬学の進展に貢献する。

(収容定員)

第4条 本学の入学定員および収容定員は次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	収容定員
薬学部	薬学科	113	678
	漢方薬学科	60	360
看護学部	看護学科	80	320

第3章 修業年限、学年、学期及び休業日

(修業年限および在学年限)

第5条 本学の修業年限は、薬学部は6年、看護学部は4年とする。

- 2 学生は、修業年限の2倍を超えて在学することはできない。
- 3 同一学年に4学年までは2年を超えて在学することはできない。

(学 年)

第6条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第7条 学年を分けて次の2期とする。ただし、学長が教育上必要と認める場合は、この期間を変更することができる。

前 期 4月1日から9月15日まで

後 期 9月16日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 授業を行わない日は原則として次のとおりとする。ただし、国民の祝日および開学記念日には式典または記念行事を行うことがある。日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律78号）に規定する休日、学園創立者記念日（10月20日）

- 2 次の期間は授業を休止する。（特に示す期間を除く）

- 春季休業 後期試験終了から次年度授業開始前日まで
夏季休業 8月1日から9月15日まで
冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで
- 3 前2項の規定にかかわらず必要に応じて臨時に授業を休止し、または行うことができる。

第4章 授業科目及び単位数

(授業科目)

- 第9条 薬学部の授業科目は、専門教育科目、教養科目に区分し、専門教育・教養科目はそれぞれ必修科目と選択科目に分ける。
- 2 看護学部の授業科目は、教養・基礎分野、専門支持分野、基礎看護学分野、専門実践分野、看護統合分野、及び保健師教育科目、助産師教育科目に分ける。

(授業科目の種類、単位数)

- 第10条 薬学部における授業科目の種類および単位数は別表第1のとおりとする。
- 2 看護学部における授業科目の種類および単位数は別表第1-2のとおりとする。

第5章 履修方法及び単位算定基準

(履修方法)

- 第11条 修業年限の間に、授業科目を各年次に配当して履修させる。学生は、別に定める履修規程に従い修学しなければならない。
- 2 各学年で修得できる単位数の上限は別に定める。

(卒業要件単位数)

- 第12条 本学を卒業するためには、薬学部は別表第1に示す単位を、看護学部は別表第1-2に示す単位を修得しなければならない。

(履修科目の届出)

- 第13条 学生は、受講する科目の履修登録を行わなくてはならない。
- 2 学生は指示された場合には、選択科目の履修希望を届出なければならない。

(授業科目の再履修の不認)

- 第14条 既に単位を取得した授業科目については再履修を認めない。

(単位の算定)

- 第15条 本学の授業科目の単位の算定は以下を基準とする。
- (1) 講義及び演習については、15～30時間の講義・演習をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習および実技については、30～45時間の実験・実習または実技をもって1単位とする。

- (3) 薬学部の実務実習については、特別の定めのある場合のほかは、病院薬局における実習11週間をもって10単位とし、保険薬局における実習11週間をもって10単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、看護学部の病院実習等については、これらに必要な学修等を考慮して、別に単位数を定めることができる。

第6章 科目修了の認定

(認定)

- 第16条 各科目修了の認定は、筆記または口述による試験およびその他適当な方法による。ただし、実験、演習および体育実技等については平常の成績により認定することができる。
- 2 定められた期日までに所定の手続きを怠り授業料その他納入金を納付しない者は、全科目につき、単位認定手続きをとらない。
- 3 大学又は短期大学を卒業した者、あるいは中途退学した者で、新たに本学の第1年次に入学した学生の既修得単位については、教育上有益と認めるものに限り、当該単位を本学において修得したものとして認定することができる。
- ただし、この認定に関連して修業年限の短縮は行わない。
- 4 前項による単位の認定は、合計単位数が30単位を越えない範囲で行うものとする。
- 5 他大学又は短期大学における授業科目の履修等について、教育上有益と認められるときは当該大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。
- 6 前項の規定により修得した授業科目の単位は、30単位を越えない範囲で本学において履修したものとして認定することができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

- 第17条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学または高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし別に定める規程により単位を与えることができる。
- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第3項及び第5項により本学において履修したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(認定の時期)

- 第18条 科目修了の認定は前期末あるいは後期末にこれを行うものとする。

(評語)

- 第19条 成績は秀、優、良、可、不可の評語をもってあらわし、不可は不合格とする。
- 2 可以上を合格とし、その合格科目には所定の単位を与える。

(追認定)

第20条 次の各号の1に該当する学生については追認定を行うことがある。

(1) 成績不可のとき[再試験]

(2) 忌引き、病気等のやむを得ない理由により定期試験を受けなかったとき
[追試験]

第7章 卒業、学士の学位及び免許

(卒業)

第21条 本学に通算して第5条に示す修業年限以上在学（以下「在学期間」という。）し、所定の授業科目につき定められた単位を修得した者に対しては学位記を授与する。卒業の時期は3月若しくは9月とする。
なお、休学期間は在学期間に含まない。

(学位)

第22条 薬学部卒業生は学士（薬学）の学位を授与する。

2 看護学部の卒業生については学士（看護学）の学位を授与する。

第8章 入学、再入学、編入学、転入学、休学、退学、復学及び転学・留学

(入学の時期)

第23条 入学の時期は学年始めとする。

(入学資格)

第24条 本学に入学できる者は、次の各号の1に該当する者でなければならない。

- 1 高等学校又は中等教育学校を卒業した者。
- 2 通常の課程による12年の学校教育を修了した者、又は通常以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- 3 学校教育法施行規則（昭和二十二年五月二十三日文部省令第十一号）第百五十条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者
- 4 その他 本学において、相当年令に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学者の選考)

第25条 本学に入学を志願する者は、所定の手続きにより願出なければならない。

2 入学者の選考方法は、別に定める。

(再入学)

第26条 本学の学生であった者が退学後2年以内に、再入学を願出た場合に限り、教授会の意見を聴いて学長が相応年次に再入学を許可することができる。ただし、懲戒による退学者については適用しない。

2 再入学の時期は、学年の始めとする。

(復 籍)

第26条の2 第46条3項の規定により本学を除籍になった者が、除籍後2年以内に未納分の学納金を本学に収めた場合、教授会の意見を聴いて学長が相応年次に復学（以下「復籍」という。）を許可することがある。

2 復籍の時期は、学年の始めとする。

(編 入 学)

第27条 次に掲げるものについては、学部欠員がある場合に限り、教授会の意見を聴いて学長が編入学を許可することがある。

(1) 大学を卒業し学士の称号を有する者および学士の学位を有する者

(2) 短期大学、高等専門学校を卒業した者

2 第1号に該当する者は4年以上、第2号に該当する者は5年以上在学すべきものとする。

3 編入学の時期は原則として学年始めとする。

(転入学)

第28条 他の大学に1年以上在学し、本学に転入学を希望する者があるときは、学部欠員がある場合に限り、教授会の意見を聴いて学長が相応年次に転入学を許可することがある。

2 転入学の時期は原則として学年始めとする。

(入学、再入学、編入学、転入学を許可された者の手続)

第29条 入学、再入学、編入学、転入学を許可された者は、所定の時期までに、所定の納付金を納め、保証人連署の誓約書、入学資格に関する証明書等の書類を提出しなければならない。

(入学、再入学、編入学、転入学の取消)

第30条 入学、再入学、編入学、転入学を許可された者が正当な事由なくして所定の期日までに前条の手続きが完了しないときは、その許可を取り消す。

(休 学)

第31条 学生は、病気またはその他特別の事由のため引続き1か月以上修学不能のとき、所定の手続きにより願い出て、学長の許可を得なければならない。

2 学長は教授会の意見を聴いて、休学を許可する。

3 入学年次については、原則として前期の休学を認めない。

(休学期間)

第32条 休学は1年を超えることができない。ただし、特別の事情のあるに限り、引き続き休学を許可することがある。

2 休学の期間は通算して4年を超えてはならない。

3 休学の期間は在籍期間には算入する。

(復 学)

第33条 休学期間中に、その事由が消滅したときは、学長の許可を得て、復学することができる。

2 復学の時期は学年始め、もしくは期の始めとする。

(退学)

第34条 学生が退学しようとするときは、所定の手続きにより願い出て、学長の許可を得なければならない。

(転学・留学)

第35条 本学の学生が転学または留学を希望する場合、所定の手続きにより願い出て、学長の許可を得なければ、他の学校へ入学(転入学を含む)を出願することができない。

2 外国の大学又は短期大学で修学することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

3 前項の許可を得て留学した期間は、第5条に定める修業年限に含めることができる。

4 外国の大学又は短期大学で修得した単位の認定については、第16条の規定を準用する。

第9章 検定料、入学金、学費等及び試験料

(検定料)

第36条 入学、再入学、編入学および転入学を志願する者ならびに委託生、研究生および留学生を希望する者は、別表第2による検定料を納付しなければならない。

(入学金)

第37条 入学を許可された者は、別表第3による入学金を納付しなければならない。

(学生納付金)

第38条 学生納付金(以下「学納金」という。)は、授業料、教育充実費、施設充実費とし、学生は在学期間中、別表第3による金額を納付しなければならない。

第39条 聴講生、委託生、研究生および留学生については、別表第4による金額を納付するものとする。

第40条 納付金の徴収期において、納付困難な場合は、その都度、学長に猶予を願い出でてその許可を得なければならない。

2 猶予の期間は3か月以内とする。ただし、その年度を越すことはできない。

(休学期間の学納金)

第41条 学生が休学の許可を受けた場合は、学納金に変えてその休学期間中の在籍料として別表第7の金額を徴収する。ただし、特別の事由がある場合に

は、学長が在籍料を減免することが出来る。

(退学、除籍及び停学の場合の学納金)

第42条 学生が退学または除籍の場合は、その納期に属する学費は、納付しなければならない。

2 学生が停学を命ぜられた場合は、その停学期間中の学納金は徴収する。

(実務実習費)

第43条 削除

(試験料)

第44条 追試験および再試験を受ける者は別表第5による金額を納付しなければならない。

第45条 既納の検定料、入学金はいかなる事由があっても返還しない。

第10章 除籍、賞罰

(除籍)

第46条 学生が、次の各号の1に該当したときは、教授会の意見を聴いて、学長がこれを除籍する。

- 1 第5条に定める在学できる期間を超える者
- 2 第32条第2項に定める休学期間を超えて、なお修学できない者
- 3 猶予の許可なく授業料その他納入金を滞納し、または猶予期間が経過してもこれを納付しない者
- 4 死亡または長期にわたり行方不明の者

(表彰)

第47条 学生が、他の模範となる行為のあった場合、教授会の意見を聴いて学長はこれを表彰することがある。

(懲戒)

第48条 学生が、学則および諸規程に背き学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反する行為があったとき、教授会の意見を聴いて学長が教育措置を行う。

- 2 教育措置は謹慎、停学、および退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の1に該当する学生に行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当の事由がなくて出席が常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱した者
 - (5) その他、学生の本分に反した者

第11章 職員組織

(職員組織)

第49条 本学に、学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員、その他必要な職員を置く。また学長代理を置くことがある。

- 1 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- 2 学長代理は、学長の職務を補佐し、学長から委任された業務を代行する。
- 3 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- 4 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。
- 5 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 6 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 7 講師は、教授および准教授に準ずる職務に従事する。
- 8 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識能力を有する者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 9 助手は、その所属する組織における教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
- 10 事務職員は、事務に従事する。
- 11 技術職員は、技術に従事する。
- 12 その他の職員は、上司の命を受けて所定の任務に服する。

第 12 章 教授会

(教授会)

第50条 本学及び各学部教授会を置く。

- 2 学長が次に掲げる事項の決定を行うにあたり、教授会は意見を述べるものとする。
 - (1) 本学の将来構想、将来計画に関する事項
 - (2) 教育研究の組織・体制に関する事項
 - (3) 学則その他大学諸規程に関する事項
 - (4) 学位授与に関する事項
 - (5) 教員の人事に関する事項
 - (6) 学部教授会から上申された事項
 - (7) その他、教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が諮問した事項
- 3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 4 前各項に定めるもののほか、教授会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(記 録)

第51条 教授会の議事は、学長の責任においてこれを記録し保存するものと

する。

第 13 章 附 属 施 設

(図書館)

第 5 2 条 本学に附属図書館を置く。

2 図書館の管理運営については別に定める。

(薬用植物園・実験動物飼育施設及び中央機器室)

第 5 3 条 本学に薬用植物園、実験動物飼育施設及び中央機器室を置く。

2 薬用植物園、実験動物飼育施設及び中央機器室の管理運営についてはそれぞれ別に定める。

第 14 章 厚 生 保 健

(保 健)

第 5 4 条 本学に医務室および学生相談室を置く。

2 学生は毎年規定の健康検査を受けなければならない。

3 前項の検査の外、必要に応じ予防接種を受けなければならない。

4 学長は、学生の健康管理の必要に応じ、集団生活に不適當な者および学業履修が困難と判定された者に対して、治療を命じ、または登学を停止し、あるいは、休学を命じることがある。

第 15 章 女 子 専 用 学 生 寮

(女子専用学生寮)

第 5 5 条 本学に女子専用学生寮を置く。

2 女子専用学生寮の管理運営については別に定める。

第 16 章 聴講生、委託生、研究生、留学生、外国人学生

(聴講生)

第 5 6 条 所定の科目について聴講を志願する者がいるときは、学部の授業および研究に妨げのない限り、教授会の意見を聴いて学長が聴講を許可することがある。

(委託生)

第 5 7 条 官庁または公共機関から委託生の願い出があるときは、本学学部の授業および研究に妨げのない限り、選考の上学長がこれを認めることがある。

(研究生・留学生)

第 5 8 条 本学において、特殊の事項について研究を希望する者がいるときは、設備に差支えない限り、研究生として学長が入学を許可することがある。

2 他機関から派遣される留学生についてもこれに準ずる。

(外国人学生)

第59条 外国人であつて、本学に入学を希望する者があるときは、教授会の意見を聴いて学長が許可することがある。

2 入学許可を受けた外国人学生は、本学の正規の学生としてすべての条項を適用する。

第17章 公開講座

(公開講座)

第60条 本学に、公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第18章 自己点検・評価

(自己点検・評価)

第61条 本学は、第1条の目的を達成するために、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、教育研究水準の向上を図るものとする。

2 自己点検・評価に関する規程は別に定める。

(学則の改正)

第62条 本学則の改正は、理事会の承認を得て行い、設置者がこれを文部科学大臣に届け出るものとする。

(附 則)

- 1 この学則は昭和35年4月1日から施行する。
- 2 この学則は昭和36年4月1日から施行する。
- 3 この学則は昭和36年10月20日から施行する。
- 4 この学則は昭和40年10月20日から施行する。
- 5 この学則は昭和42年4月1日から施行する。
- 6 この学則は昭和43年4月1日から施行する。
- 7 この学則は昭和48年12月15日から施行する。
- 8 この学則は昭和51年4月1日から施行する。
- 9 この学則は昭和52年4月1日から施行する。
- 10 この学則は昭和53年4月1日から施行する。
- 11 この学則は昭和54年4月1日から施行する。
- 12 この学則は昭和56年4月1日から施行する。
- 13 この学則は昭和57年4月1日から施行する。
- 14 この学則は昭和59年4月1日から施行する。
- 15 この学則は昭和60年4月1日から施行する。
- 16 この学則は昭和62年4月1日から施行する。
- 17 この学則は昭和63年4月1日から施行する。
- 18 この学則は平成2年4月1日から施行する。

- 19 この学則は平成3年4月1日から施行する。
 20 この学則は平成3年7月1日から施行する。
 21 この学則は平成4年4月1日から施行する。
 22 この学則は平成5年4月1日から施行する。
 23 この学則は平成6年4月1日から施行する。
 24 この学則は平成7年4月1日から施行する。
 25 この学則は平成8年4月1日から施行する。
 26 この学則は平成9年4月1日から施行する。
 27 この学則は平成10年4月1日から施行する。
 28 この学則は平成12年4月1日から施行する。
 29 この学則は平成13年4月1日から施行する。
 30 この学則は平成14年4月1日から施行する。
 31 この学則は平成15年4月1日から施行する。
 32 この学則は平成16年4月1日から施行する。
 33 この学則は平成17年4月1日から施行する。
 34 この学則は平成18年4月1日から施行する。
 35 この学則は平成19年4月1日から施行する。
 36 この学則は平成20年4月1日から施行する。
 37 この学則は平成21年4月1日から施行する。
 38 この学則は平成22年4月1日から施行する。
 39 この学則は平成23年4月1日から施行する。
 40 この学則は平成24年4月1日から施行する。
 41 この学則は平成25年3月31日から施行する。
 42 この学則は平成25年4月1日から施行する。
 43 この学則は平成26年4月1日から施行する。
 44 この学則は平成27年4月1日から施行する。

なお、第5条第2項及び第3項の規定は平成27年度入学生より適用する。

- 45 この学則は平成28年4月1日から施行する。

なお、第10条の規定は平成28年度入学生より適用する。

- 46 この学則は平成29年4月1日から施行する。
 47 この学則は平成30年4月1日から施行する。
 48 この学則は平成32年4月1日から施行する。

平成32年度から、平成34年度までの看護学部の収容定員は、この学則第4条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

32年度	33年度	34年度
80名	160名	240名

薬学科(平成30年度以降入学生適用)

授業科目		1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次	
		単位	単位	単位	単位	単位	単位	
専門教育科目	基本事項・薬学と社会	医療概論	1.5					
		生命・医療倫理学	1					
		医療コミュニケーション学		1				
		薬事関係法規・制度				1.5		
		ポスト教育					1.5	
	必修科目	薬学基礎	理論化学	1.5				
			物理化学Ⅰ		1.5			
			物理化学Ⅱ		1.5			
			物理化学Ⅲ			1.5		
			放射化学		1.5			
			分析化学Ⅰ		1.5			
			分析化学Ⅱ		1.5			
			分析化学Ⅲ			1.5		
			分析化学Ⅳ			1.5		
			無機化学		1			
			有機化学Ⅰ	1				
			有機化学Ⅱ	1				
			有機化学Ⅲ		1			
			有機化学Ⅳ		1			
			有機化学Ⅴ			1		
			有機化学Ⅵ			1		
			医薬品化学Ⅰ			1.5		
			医薬品化学Ⅱ				1.5	
			薬用資源学	1.5				
			生薬学		1.5			
			天然物化学			1.5		
			生命科学Ⅰ		1.5			
			生命科学Ⅱ		1.5			
			生命科学Ⅲ			1.5		
			専門教育科目	薬学基礎	生命科学Ⅳ			1.5
	機能形態学Ⅰ	1.5						
	機能形態学Ⅱ				1.5			
	微生物学Ⅰ				1.5			
微生物学Ⅱ		1.5						
衛生薬学	免疫学				1.5			
	食品衛生学Ⅰ				1.5			
	食品衛生学Ⅱ				1.5			
	公衆衛生学				1.5			
	環境衛生学Ⅰ			1.5				
	環境衛生学Ⅱ				1.5			
医療薬学	薬理学Ⅰ			1.5				
	薬理学Ⅱ			1.5				
	薬理学Ⅲ				1.5			
	薬理学Ⅳ				1.5			
	病態薬物治療学Ⅰ			1.5				
	病態薬物治療学Ⅱ				1.5			
	病態薬物治療学Ⅲ				1.5			
病態薬物治療学Ⅳ			1.5					
病態薬物治療学Ⅴ				1.5				
感染症治療学			1.5					
がん化学療法学				1.5				

授業科目		1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次		
		単位	単位	単位	単位	単位	単位		
専門教育科目	必修科目	医療薬学	漢方治療論			1.5			
			医療統計学		1.5				
			医薬品情報学			1			
			臨床薬物動態学			1			
			薬物動態学Ⅰ			1.5			
			薬物動態学Ⅱ			1.5			
			物理薬剤学			1.5			
			製剤学Ⅰ			1.5			
			製剤学Ⅱ			1			
		薬学臨床	早期臨床体験		1.5				
			調剤学			1.5			
			事前学習				4		
			実務実習Ⅰ					10	
			実務実習Ⅱ					10	
			卒業研究						13
	実習	実習	基礎実習		1.5				
			化学系実習		1.5				
			物理系実習		1.5				
			薬剤学実習			1			
			生物系実習			1.5			
			衛生薬学実習			1.5			
		演習	有機化学演習		1				
			物理系演習			1			
			構造解析演習			1			
			アドバンスト科目	介護学概論		1			
				臨床心理学		1			
				薬学演習				6	
		診療科別治療論						1.5	
		医薬品開発論						1	
		地域薬局論						1	
		処方解析学					1		
		薬学総合演習						6	
		必修科目計		9(9)	37(37)	42.5(42.5)	22(22)	21.5(21.5)	23.5(23.5)
選択科目	アドバンスト科目	臨床物理分析法					1		
		疾患治療特論					1		
		ターミナルケア論					1		
		救急医療概論					1		
		健康管理学					1		
		薬局薬学実習					2		
		病院薬学実習					2		
		伝統医療薬学実習					2		
		海外医療研修					2		
		学内研修					2		
	海外大学講師特別講義	0.5							
選択科目計		0.5(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	15(5)		
専門教育科目計		9.5(9)	37(37)	42.5(42.5)	22(22)	21.5(21.5)	38.5(28.5)		
教養科目	必修科目	心理学	1						
		薬学基礎英語Ⅰ	1						
		薬学基礎英語Ⅱ	1						
		情報処理演習Ⅰ	1						
		情報処理演習Ⅱ	1						
		コミュニケーション論	1						
		文章表現論	1						

授業科目		1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次
		単位	単位	単位	単位	単位	単位
必修科目	薬学への招待	0.5					
	薬学英語		1				
	プレゼンテーション		1				
	基礎統計学		1				
	臨床薬学英語 I			0.5			
	臨床薬学英語 II				0.5		
	基礎物理学	1					
	基礎化学 I	1					
	基礎化学 II	1					
	基礎生物学	1					
	基礎数学 I	1					
	基礎数学 II	1					
必修科目計		13.5(13.5)	3(3)	0.5(0.5)	0.5(0.5)	0(0)	0(0)
教養科目	社会科学・人文科学	文学 I	1	} 6科目中4単位 選択必修			
		福祉学 I	1				
		倫理学 I	1				
		経済学 I	1				
		法学 I	1				
		哲学 I	1				
	社会科学・人文科学	文学 II	1	} 6科目中4単位 選択必修			
		福祉学 II	1				
		倫理学 II	1				
		経済学 II	1				
		法学 II	1				
		哲学 II	1				
	外国語	英会話 I	1	} 3科目中1単位 選択必修			
		中国語 I	1				
		フランス語 I	1				
		英会話 II	1	} 3科目中1単位 選択必修			
		中国語 II	1				
		フランス語 II	1				
選択科目計		18(10)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
教養科目計		31.5(23.5)	3(3)	0.5(0.5)	0.5(0.5)	0(0)	0(0)
合計		41(32.5)	40(40)	43(43)	22.5(22.5)	21.5(21.5)	38.5(28.5)
卒業要件単位数		206.5(188)					

※二重下線のある科目:実務経験がある教員による授業科目(36単位)

漢方薬学科(平成30年度以降入学生適用)

授業科目		1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次	
		単位	単位	単位	単位	単位	単位	
専門教育科目	基本事項・薬学と社会	医療概論	1.5					
		生命・医療倫理学	1					
		医療コミュニケーション学		1				
		薬事関係法規・制度				1.5		
		ポスト教育						1.5
	必修科目	薬学基礎	理論化学	1.5				
			物理化学Ⅰ		1.5			
			物理化学Ⅱ		1.5			
			物理化学Ⅲ			1.5		
			放射化学		1.5			
			分析化学Ⅰ		1.5			
			分析化学Ⅱ		1.5			
			分析化学Ⅲ			1.5		
			分析化学Ⅳ			1.5		
			無機化学		1			
			有機化学Ⅰ	1				
			有機化学Ⅱ	1				
			有機化学Ⅲ		1			
			有機化学Ⅳ		1			
			有機化学Ⅴ			1		
			有機化学Ⅵ			1		
			医薬品化学Ⅰ			1.5		
			医薬品化学Ⅱ				1.5	
			薬用資源学	1.5				
			生薬学		1.5			
			天然物化学			1.5		
			生命科学Ⅰ		1.5			
			生命科学Ⅱ		1.5			
	生命科学Ⅲ			1.5				
	必修科目	薬学基礎	生命科学Ⅳ			1.5		
			機能形態学Ⅰ	1.5				
			機能形態学Ⅱ		1.5			
			微生物学Ⅰ		1.5			
微生物学Ⅱ				1.5				
免疫学				1.5				
衛生薬学		食品衛生学Ⅰ			1.5			
		食品衛生学Ⅱ			1.5			
		公衆衛生学			1.5			
		環境衛生学Ⅰ		1.5				
		環境衛生学Ⅱ			1.5			
医療薬学		薬理学Ⅰ		1.5				
		薬理学Ⅱ		1.5				
		薬理学Ⅲ			1.5			
		薬理学Ⅳ			1.5			
	病態薬物治療学Ⅰ		1.5					
	病態薬物治療学Ⅱ			1.5				
	病態薬物治療学Ⅲ			1.5				
	病態薬物治療学Ⅳ			1.5				
病態薬物治療学Ⅴ				1.5				
感染症治療学			1.5					
がん化学療法学				1.5				

授業科目		1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次		
		単位	単位	単位	単位	単位	単位		
専門教育科目	必修科目	医療薬学	漢方治療論			1.5			
			医療統計学		1.5				
			医薬品情報学				1		
			臨床薬物動態学				1		
			薬物動態学Ⅰ			1.5			
			薬物動態学Ⅱ				1.5		
			物理薬剤学			1.5			
			製剤学Ⅰ			1.5			
			製剤学Ⅱ			1			
	薬学臨床	早期臨床体験		1.5					
		調剤学			1.5				
		事前学習				4			
		実務実習Ⅰ					10		
		実務実習Ⅱ					10		
		卒業研究						13	
	実習	基礎実習		1.5					
		化学系実習		1.5					
		物理系実習		1.5					
		薬剤学実習				1			
		生物系実習			1.5				
		衛生薬学実習			1.5				
		薬理学実習			1.5				
	演習	有機化学演習		1					
		物理系演習			1				
		構造解析演習			1				
	アドバンスト科目	本草学	1						
		漢方・民間薬概論	1						
		漢方薬理学		1					
		漢方薬効免疫学		1					
		漢方製剤・薬剤学			1				
		薬学演習				6			
		診療科別治療論					1.5		
		漢方処方学					1		
臨床漢方治療学							1		
薬学総合演習							6		
必修科目計		11(11)	37(37)	43.5(43.5)	22(22)	22.5(22.5)	21.5(21.5)		
選択科目	アドバンスト科目	医薬品開発論					1		
		地域薬局論					1		
		処方解析学					1		
		臨床物理分析法				8科目中	1		
		疾患治療特論					1		
		ターミナルケア論					1		
		救急医療概論					1		
		健康管理学					1		
		薬局薬学実習					2		
		病院薬学実習					2		
		伝統医療薬学実習				5科目中 2単位	2		
		海外医療研修					2		
		学内研修					2		
		海外大学講師特別講義	0.5						
選択科目計		0.5(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	18(3)		
専門教育科目計		11.5(11)	37(37)	43.5(43.5)	22(22)	22.5(22.5)	39.5(24.5)		

授業科目		1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	6年次	
		単位	単位	単位	単位	単位	単位	
必修科目	心理学	1						
	薬学基礎英語 I	1						
	薬学基礎英語 II	1						
	情報処理演習 I	1						
	情報処理演習 II	1						
	コミュニケーション論	1						
	文章表現論	1						
	薬学への招待	0.5						
	薬学英語		1					
	プレゼンテーション		1					
	基礎統計学		1					
	臨床薬学英語 I			0.5				
	臨床薬学英語 II				0.5			
	基礎物理学	1						
	基礎化学 I	1						
	基礎化学 II	1						
	基礎生物	1						
	基礎数学 I	1						
	基礎数学 II	1						
	必修科目計		13.5(13.5)	3(3)	0.5(0.5)	0.5(0.5)	0(0)	0(0)
選択科目	社会科学・人文科学	文学 I	1	6科目中4単位 選択必修				
		福祉学 I	1					
		倫理学 I	1					
		経済学 I	1					
		法学 I	1					
		哲学 I	1					
		文学 II	1					
		福祉学 II	1					
		倫理学 II	1	6科目中4単位 選択必修				
		経済学 II	1					
	法学 II	1						
	哲学 II	1						
	外国語	英会話 I	1	3科目中1単位 選択必修				
		中国語 I	1					
		フランス語 I	1					
		英会話 II	1	3科目中1単位 選択必修				
		中国語 II	1					
		フランス語 II	1					
	選択科目計		18(10)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
	教養科目計		31.5(23.5)	3(3)	0.5(0.5)	0.5(0.5)	0(0)	0(0)
合計		43(34.5)	40(40)	44(44)	22.5(22.5)	22.5(22.5)	39.5(24.5)	
卒業要件単位数		211.5(188)						

※二重下線のある科目:実務経験がある教員による授業科目(36単位)

科目区分	授業科目	1年次		2年次		3年次		4年次		備考	
		必修	選択	自由	必修	選択	必修	選択	必修		選択
教養・基礎分野	心理学	1									
	文章表現論	1									
	看護倫理	1									
	倫理学		1	} 2単位選択							
	生命・医療倫理学		1								
	文学Ⅰ		1								
	文学Ⅱ		1								
	哲学Ⅰ		1								
	哲学Ⅱ		1								
	小計	3	6(2)								
	社会科学科目	医療コミュニケーション学				1					
		薬学への招待	1								
		ジェンダー論	1								
		経済学Ⅰ		1	} 1単位選択						
		経済学Ⅱ		1							
		日本国憲法		1							保健師は必修
		小計	2	3(1)		1					
	自然科学科目	情報処理演習Ⅰ	1								
		情報処理演習Ⅱ	1								
		スポーツⅠ		1	} 2単位選択						保健師は必修
		スポーツⅡ		1							保健師は必修
		医療統計学		2							保健師は必修
		看護学生のための生物・化学			1	} 自由科目は、取得単位数に参入しない					
		看護学生のための数学・物理			1						
	小計	2	4(2)	2							
	外国語科目	英語	1								
		英会話	1								
医療英語							1				
中国語Ⅰ			1	} 2単位選択							
中国語Ⅱ			1								
韓国語Ⅰ			1								
韓国語Ⅱ			1								
フランス語Ⅰ			1								
フランス語Ⅱ			1								
小計		2	6(2)				1				
科目計		9	19(7)	2	1		1				
専門・支援分野	形態機能学Ⅰ	2									
	形態機能学Ⅱ	2									
	生化学	2									
	栄養学				2						
	小計	6			2						
	疾病基礎理論科目	病理学				2					
		微生物学				2					
		薬理学				2					
		臨床薬理学				2					
		臨床医学論Ⅰ(成人・高齢者)				2					
		臨床医学論Ⅱ(小児・産婦人科・精神)				2					
		漢方・民間薬概論		1							
		救急医療概論						1	} 1単位選択		
		ターミナルケア論(エンドオブライフケア論)						1			
		小計		1		12		2(1)			

科目区分	授業科目	1年次		2年次		3年次		4年次		備考	
		必修	選択	自由	必修	選択	必修	選択	必修		選択
専門支持分野	地域基盤教育科目	地域包括ケアシステム論	2								
		地域保健				2					
		公衆衛生学						2			
		家族社会学				2					
		臨床心理学				2					
		疫学				2		4単位選択			保健師は必修
		健康政策論						2			保健師は必修
		健康管理学						1			保健師は必修
		小計	2			2	6	2	3		
		科目計	8		2	16	6(2)	2	9(3)		
基礎看護学分野	基礎看護学	看護学概論	2								
		看護援助技術Ⅰ(看護基本技術)	2								
		看護援助技術Ⅱ(日常生活の援助技術)	2								
		看護援助技術Ⅲ(診断・治療に伴う援助技術)	2								
		看護援助技術Ⅳ(フィジカルアセスメント)				1					
		看護援助技術Ⅴ(看護過程)				1					
		基礎看護学実習Ⅰ	1								
		基礎看護学実習Ⅱ				2					
		小計	9			4					
科目計	9			4							
専門実践分野	母性看護学	母性看護学概論			2						
		母性看護援助論Ⅰ			1						
		母性看護援助論Ⅱ						2			
		母性看護学実習						2			
		小計				3		4			
	小児看護学	小児看護学概論				2					
		小児看護援助論						2			
		小児看護学実習						2			
		小計				2		4			
	成人看護学	成人看護学概論				2					
		成人看護援助論Ⅰ				2					
		成人看護援助論Ⅱ						2			
		成人看護学実習Ⅰ						3			
		成人看護学実習Ⅱ						3			
		小計				4		8			
	高齢者看護学	高齢者看護学概論				2					
		高齢者看護援助論						2			
		高齢者看護学実習Ⅰ	1								
		高齢者看護学実習Ⅱ						3			
		小計	1			2		5			
	精神看護学	精神看護学概論				2					
		メンタルヘルス論	1								
		精神看護援助論						1			
		精神看護学実習						2			
小計		1			2		3				
科目計	2			13		24					
地域看護学	在宅看護概論				2						
	在宅看護援助論						1				
	公衆衛生看護学概論				2						
	家族看護論						1				
	在宅看護論実習						2				
	小計				4		4				

科目区分	授業科目	1年次			2年次		3年次		4年次		備考
		必修	選択	自由	必修	選択	必修	選択	必修	選択	
看護統合分野	領域横断展開科目										
	国際看護学				1						
	がん看護学						1				
	チーム医療								1		
	総合看護学演習								2		
	小計				1		1		3		
	キャリア開発論										
	スタディスキルセミナー	1									
	看護管理・リーダーシップ論								1		
	キャリアデザインセミナー								2		
	小計	1							3		
	看護学研究										
	看護学研究Ⅰ	1									
	看護学研究Ⅱ				1						
	看護学研究Ⅲ(卒業研究)								2		
小計	1			1				2			
統合実習								2			
小計								2			
科目計		2			2		1	10			
看護師課程合計		30	20(7)	2	40	6(2)	32	9(3)	10		選択()は修得単位数
保健師教育科目	公衆衛生看護活動展開論Ⅰ							2			
	公衆衛生看護活動展開論Ⅱ							2			
	公衆衛生看護援助方法論							2			
	公衆衛生看護管理論							2			
	公衆衛生看護学実習							5			
	小計							13			
助産師教育科目	基礎助産学						2				
	助産診断・技術学Ⅰ(妊娠期)						2				
	助産診断・技術学Ⅱ(産科手術・救急助産)						2				
	助産診断・技術学Ⅲ(分娩介助法)						2				
	助産診断・技術学Ⅳ(産褥期・新生児期・乳幼児期)						1				
	助産管理								1		
	助産学実習								9		
	周産期健康教育論						2				
小計						11		10			
卒業要件単位数											
<ul style="list-style-type: none"> ■ 看護師 124単位「必修科目112単位(30+40+32+10)+選択科目12単位」 ■ 保健師 140単位「看護師必修科目112+保健師必修科目23単位+選択科目5単位」 ■ 助産師 145単位「看護師必修科目112+助産師必修科目21単位+選択科目12単位」 											

※二重下線のある科目:実務経験がある教員による授業科目(40単位)

別表第2 (検定料)

項 目	納 付 金 額
入学検定料 (センター試験等利用入試)	12,000円
入学検定料 (一般・推薦・AO)	30,000円

別表第3(学生納付金)

項 目	納付金額(年額)		摘 要
	初年度	2年次以降	
薬学部	入学金	200,000円	
	授業料	1,000,000円	1,000,000円
	施設充実費	450,000円	500,000円
	教育充実費	450,000円	500,000円
看護学部	入学金	200,000円	
	授業料	1,000,000円	1,000,000円
	施設充実費	200,000円	200,000円
	教育充実費	300,000円	300,000円

※看護学部において、3年次以降保健師及び助産師課程に進学する学生に係る費用については別に示す。

別表第4

項 目	納付金額(月額)
聴講生	1件または1科目につき 1,000円
研究生	
留学生	

別表第5 (試験料)

項 目	納付金額
追試験料	1回につき1,000円
再試験料	1回につき3,000円

別表第6(実務実習費)

入学年度	実務実習費
平成20～24年度	5年次の実務実習時徴収(金額別示)
平成25年度以降	なし(大学負担)

別表第7 (在籍料)

項 目	納付金額(年額)
薬学部	600,000円
看護学部	400,000円

【学則の変更事項を記載した書類】

看護学部看護学科設置に伴い、学則を改正する。

- ・ 2学部制に伴い、大学の目的・使命を変更する。(第1条)
- ・ 看護学部看護学科を設置することを明記する。(第2条)
- ・ 看護学部看護学科の教育目的を明記する。(第3条)
- ・ 看護学部看護学科の入学定員及び収容定員を定める。(第4条)
- ・ 看護学部看護学科の修業年限を定める。(第5条)
- ・ 看護学部看護学科の授業科目及び取得単位を定める。(第9条、第10条、第11条、別表第1-2)
- ・ 看護学部看護学科の卒業要件単位数を定める。(第12条)
- ・ 看護学部の単位の算定について定める。(第15条)
- ・ 看護学部看護学科の卒業要件を定める。(第21条)
- ・ 看護学部看護学科の取得可能な学位の種類を明記する。(第22条2項)
- ・ 看護学部看護学科の学生納付金について明記する。(第38条、別表第3)
- ・ 看護学部看護学科の在籍料を定める。(第5条、別表第7)
- ・ 各学部に教授会を設置することを明記する。(第50条)

第一薬科大学学則改正新旧対照表

新 [平成 32 年 (2020 年) 度以降入学生]	旧 [平成 31 年 (2019 年) 度入学生]																										
<p>(目的及び使命)</p> <p>第1条 本学は、「個性の伸展による人生練磨」を建学の精神として掲げ、日本国憲法、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、広く医療に関する専門的な知識・技能・態度を授け、実践的な能力を有する医療人を育成することを目的とし、医療福祉の向上、学術の深化に貢献することを使命とする。</p>	<p>(目的及び使命)</p> <p>第1条 本学は、「個性の伸展による人生練磨」を建学の精神として掲げ、日本国憲法、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、<u>薬学を志す学生に、広く薬学に関する専門的な知識・技能・態度を授け、実践的な能力を有する薬剤師を育成することを目的とし、医療福祉の向上、学術の深化に貢献することを使命とする。</u></p>																										
<p>(学部、学科)</p> <p>第2条 本学に薬学部及び看護学部を置く。 <u>2 薬学部</u>に薬学科及び漢方薬学科を置く。 <u>3 看護学部</u>に看護学科を置く。</p> <p>(教育・研究目標)</p> <p>第3条 第1条に定める目的及び使命の実現のための教育目標及び研究目標を次のとおりとする。 2 教育目標 <u>(1) 薬学部は広く薬学に関する専門的な知識・技能・態度を授け、実践的な能力を有する人材を育成することを目標とする。</u> <u>学科ごとの教育目標は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>薬学科 ①「惻隱の情」を持つ薬剤師の養成 ②実践的な能力を持つ薬剤師の養成 ③創造的な薬剤師の養成 ④薬の専門家として医療の各分野に対応できる知識・技能・態度と豊かな人間性、倫理観を備えた実践能力の高い薬剤師の育成</p> <p>漢方薬学科 ①「惻隱の情」を持つ薬剤師の養成 ②実践的な能力を持つ薬剤師の養成 ③創造的な薬剤師の養成 ④薬の専門家として医療の各分野に対応できる知識・技能・態度と豊かな人間性、倫理観を備えとともに、日本独自の伝統医学である漢方に精通した実践能力の高い薬剤師の育成</p> <p><u>(2) 看護学部は、広く保健医療に関する専門的な知識・技能・態度を授け、実践的な能力を有する人材を育成することを目標とする。看護学科の教育目標は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>看護学科 ①リーダーシップと「惻隱の情」を持つ専門職業人の養成 ②根拠に基づいて基礎的な看護を実践する能力 ③多様な看護の場で多職種や地域と連携・協働する能力 ④薬剤による治療や予防を看護の視点で捉える強化された能力</p> <p>3 <u>本学の研究目標は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>①個性と創造性のある研究の推進 自由な発想に基づく独創的な学術研究を進展させ、医療分野における高度な専門知識・技術・技能の発展に貢献する。</p> <p>②基礎から応用に至るまでの研究推進 多様な社会からの要請に基づく医療分野における基礎的研究および臨床応用研究を推進し、医療・福祉の増進に貢献する。</p> <p>③地域社会や国際交流を視野においた研究の推進 地域社会や国際社会からの要請に応えるために、国内外の医療機関、研究機関と協同し学術連携、人的交流を通じて研究を推進し、医療の進展に貢献する。</p>	<p>(学部、学科)</p> <p>第3条 本学に薬学部<u>薬学科</u>及び<u>漢方薬学科</u>を置く</p> <p>(教育目標及び研究目標)</p> <p>第2条 第1条に定める目的及び使命の実現のための教育目標及び研究目標を次のとおりとする。 2 教育目標 薬学科 <u>(1) 「惻隱の情」を持つ薬剤師の養成</u> <u>(2) 実践的な能力を持つ薬剤師の養成</u> <u>(3) 創造的な薬剤師の養成</u> <u>(4) 薬の専門家として医療の各分野に対応できる知識・技能・態度と豊かな人間性、倫理観を備えた実践能力の高い薬剤師の育成</u></p> <p>漢方薬学科 <u>(1) 「惻隱の情」を持つ薬剤師の養成</u> <u>(2) 実践的な能力を持つ薬剤師の養成</u> <u>(3) 創造的な薬剤師の養成</u> <u>(4) 薬の専門家として医療の各分野に対応できる知識・技能・態度と豊かな人間性、倫理観を備えとともに、日本独自の伝統医学である漢方に精通した実践能力の高い薬剤師の育成</u></p> <p>3 <u>研究目標</u> <u>(1) 個性と創造性のある研究の推進</u> 自由な発想に基づく独創的な学術研究を進展させ、<u>医療および薬学分野における高度な専門知識・技術・技能の発展に貢献する。</u></p> <p><u>(2) 基礎から応用に至るまでの研究推進</u> 多様な社会からの要請に基づく<u>医療および薬学分野における基礎的研究および臨床応用研究を推進し、医療・福祉の増進に貢献する。</u></p> <p><u>(3) 地域社会や国際交流を視野においた研究の推進</u> 地域社会や国際社会からの要請に応えるために、国内外の医療機関、研究機関と協同し学術連携、人的交流を通じて研究を推進し、<u>医療および薬学の進展に貢献する。</u></p>																										
<p>(収容定員)</p> <p>第4条 本学の入学定員および収容定員は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="233 2169 1031 2332"> <thead> <tr> <th>学部</th> <th>学科</th> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">薬学部</td> <td>薬学科</td> <td>113</td> <td>678</td> </tr> <tr> <td>漢方薬学科</td> <td>60</td> <td>360</td> </tr> <tr> <td>看護学部</td> <td>看護学科</td> <td>80</td> <td>320</td> </tr> </tbody> </table>	学部	学科	入学定員	収容定員	薬学部	薬学科	113	678	漢方薬学科	60	360	看護学部	看護学科	80	320	<p>(収容定員)</p> <p>第4条 本学の入学定員および収容定員は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1094 2169 1871 2294"> <thead> <tr> <th>学部</th> <th>学科</th> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">薬学部</td> <td>薬学科</td> <td>113</td> <td>678</td> </tr> <tr> <td>漢方薬学科</td> <td>60</td> <td>360</td> </tr> </tbody> </table>	学部	学科	入学定員	収容定員	薬学部	薬学科	113	678	漢方薬学科	60	360
学部	学科	入学定員	収容定員																								
薬学部	薬学科	113	678																								
	漢方薬学科	60	360																								
看護学部	看護学科	80	320																								
学部	学科	入学定員	収容定員																								
薬学部	薬学科	113	678																								
	漢方薬学科	60	360																								
<p>(修業年限および在学年限)</p> <p>第5条 本学の修業年限は、<u>薬学部は6年、看護学部は4年とする。</u></p> <p>2 学生は、修業年限の2倍を超えて在学することはできない。</p> <p>3 同一学年に、4年次までは2年を超えて在学することはできない。</p>	<p>(修業年限および在学年限)</p> <p>第5条 本学の修業年限は<u>6年とする。</u></p> <p>2 学生は、修業年限の2倍を超えて在学することはできない。</p> <p>3 同一学年に4年次までは2年を超えて在学することはできない。</p>																										
<p>(授業科目)</p> <p>第9条 <u>薬学部の授業科目は、専門教育科目、教養科目に区分し、専門教育・教養科目はそれぞれ必修科目と選択科目に分ける。</u></p> <p><u>2 看護学部の授業科目は、教養・基礎分野、専門支持分野、基礎看護学分野、専門実践分野、看護統合分野、及び保健師教育科目、助産師教育科目に分ける。</u></p>	<p>(授業科目)</p> <p>第9条 授業科目は、専門教育科目、教養科目<u>および自由科目</u>に区分し、専門教育・教養科目はそれぞれ必修科目と選択科目に分ける。</p>																										

<p>(授業科目の種類、単位数) 第10条 薬学部における授業科目の種類および単位数は別表第1のとおりとする。 2 看護学部における授業科目の種類および単位数は別表第1-2のとおりとする。</p>	<p>(授業科目の種類、単位数) 第10条 薬学部における授業科目の種類および単位数は別表第1のとおりとする。</p>						
<p>(履修方法) 第11条 修業年限の間に、<u>授業科目を各年次に配当して履修させる</u>。学生は、別に定める履修規程に従い修学しなければならない。 2 各学年で修得できる単位数の上限は別に定める。</p>	<p>(履修方法) 第11条 修業年限6年の間に、<u>専門教育科目、教養科目および自由科目を体系的に各年次に配当して履修させる</u>。学生は、別に定める履修規程に従い修学しなければならない。 2 各学年で修得できる単位数の上限は別に定める。</p>						
<p>(卒業要件単位数) 第12条 本学を卒業するためには、<u>薬学部は6年以上在学し別表第1に示す単位を、看護学部は4年以上在学し別表第1-2に示す単位を修得しなければならない</u>。</p>	<p>(卒業要件単位数) 第12条 本学を卒業するためには、<u>別に示す修学期間学習し、単位を修得しなければならない</u>。</p>						
<p>(単位の算定) 第15条 本学の授業科目の単位の算定は<u>以下を基準とする</u>。 (1) 講義及び演習については、<u>15～30時間の講義・演習をもって1単位とする</u>。 (2) 実験、実習および実技については、<u>30～45時間の実験・実習または実技をもって1単位とする</u>。 (3) <u>薬学部の実務実習については、特別の定めのある場合のほかは、病院薬局における実習11週間をもって10単位とし、保険薬局における実習11週間をもって10単位とする</u>。 2 <u>前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、看護学部の病院実習等については、これらに必要な学修等を考慮して、別に単位数を定めることができる</u>。</p>	<p>(単位の算定) 第15条 本学の授業科目の単位の算定は<u>次の基準に従う</u>。 2 講義及び演習については、<u>専門教育科目は90分の講義・演習15回をもって1.5単位とし、教養科目は90分の講義・演習15回をもって1単位とする</u>。 3 実験、実習および実技については、<u>30～45時間の実験・実習または実技をもって1単位とする</u>。 4 実務実習については、<u>特別の定めのある場合のほかは、病院薬局における実習11週間をもって10単位とし、保険薬局における実習11週間をもって10単位とする</u>。</p>						
<p>(卒業) 第21条 本学に通算して<u>第5条に示す修業年限以上在学(以下「在学期間」という。)</u>し、<u>所定の授業科目につき定められた単位を修得した者に対しては学位記を授与する</u>。卒業の時期は3月若しくは9月とする。 <u>なお、休学期間は在学期間に含まない</u>。</p>	<p>(卒業) 第21条 本学に通算して<u>6年以上在学し、所定の授業科目につき定められた単位を修得した者に対しては学位記を授与する</u>。卒業の時期は3月若しくは9月とする。</p>						
<p>(学位) 第22条 本学薬学部卒業生は<u>学士(薬学)の学位を授与する</u>。 2 本学看護学部の卒業生については<u>学士(看護学)の学位を授与する</u>。</p>	<p>(学位) 第22条 本学薬学部卒業生は<u>学士(薬学)の学位を授与する</u>。</p>						
<p>(学生納付金) 第38条 <u>学生納付金(以下「学納金」という。)</u>は、授業料、教育充実費、施設充実費とし、<u>学生は在学期間中別表第3による金額を納付しなければならない</u>。</p>	<p>(学費) 第38条 <u>学費は、授業料、教育充実費、施設充実費、実験実習費とし、学生は在学期間中別表第3による金額を納付しなければならない</u>。<u>なお、授業料以外の徴収については、在学6ヶ年間分をもって終了するものとする</u>。</p>						
<p>(休学期間の学納金) 第41条 学生が休学の許可を受けた場合は、<u>学納金に変えてその休学期間中の在籍料として別表第7の金額を徴収する</u>。ただし、特別の事由がある場合には、<u>学長が在籍料を減免することが出来る</u>。</p>	<p>(休学期間の学生納付金) 第41条 学生が休学の許可を受けた場合は、<u>その休学期間中の在籍料として別表第7の金額を徴収する</u>。ただし、特別の事由がある場合には、<u>学長が在籍料を減免することが出来る</u>。</p>						
<p>(退学、除籍及び停学の場合の学生納付金) 第42条 学生が退学または除籍の場合は、その納期に属する<u>学納金</u>は、納付しなければならない。 2 学生が停学を命ぜられた場合は、その停学期間中の<u>学納金</u>は徴収する。</p>	<p>(退学、除籍及び停学の場合の学生納付金) 第42条 学生が退学または除籍の場合は、その納期に属する<u>学費</u>は、納付しなければならない。 2 学生が停学を命ぜられた場合は、その停学期間中の<u>学費</u>は徴収する。</p>						
<p>(教授会) 第50条 本学及び各学部に教授会を置く。 2 学長が次に掲げる事項の決定を行うにあたり、教授会は意見を述べるものとする。 (1) <u>本学の将来構想、将来計画に関する事項</u> (2) <u>教育研究の組織・体制に関する事項</u> (3) <u>学則その他大学諸規程に関する事項</u> (4) <u>学位授与に関する事項</u> (5) <u>教員の人事に関する事項</u> (6) <u>学部教授会から上申された事項</u> (7) その他、教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が諮問した事項 3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。 4 <u>前各項に定めるもののほか、教授会の運営等に関し必要な事項は別に定める</u>。</p>	<p>(教授会) 第50条 <u>本学に教授会を置く。教授会に関する規程は別に定める</u>。 2 学長が次に掲げる事項の決定を行うにあたり、教授会は意見を述べるものとする。 (1) <u>学則その他諸規程に関する事項</u> (2) <u>教育課程の編成に関する事項</u> (3) <u>学位授与に関する事項</u> (4) <u>学生の入学、退学、休学、転学、留学、卒業に関する事項</u> (5) <u>学生の賞罰に関する事項</u> (6) <u>教員の資格審査に関する事項</u> (7) その他、教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項 3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。</p>						
<p>附則 48 <u>この学則は平成32年4月1日から施行する</u>。 <u>平成32年度から、平成34年度までの看護学部の収容定員は、この学則第4条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする</u>。</p> <table border="1" data-bbox="254 2614 737 2694"> <tr> <td>32年度</td> <td>33年度</td> <td>34年度</td> </tr> <tr> <td>80名</td> <td>160名</td> <td>240名</td> </tr> </table>	32年度	33年度	34年度	80名	160名	240名	
32年度	33年度	34年度					
80名	160名	240名					
<p>別表第1-2 (別紙)</p>							

別表第3 (第38条関連) 学生納付金

項目		納付金額(年額)	
		初年度	2年次以降
薬学部	入学金	200,000円	
	授業料	1,000,000円	1,000,000円
	施設充実費	450,000円	500,000円
	教育充実費	450,000円	500,000円
看護学部	入学金	200,000円	
	授業料	1,000,000円	1,000,000円
	施設充実費	200,000円	200,000円
	教育充実費	300,000円	300,000円

項目		納付金額(年額)	
		初年度	2年次以降
薬学部	入学金	200,000円	
	授業料	1,700,000円	1,700,000円
	施設充実費		200,000円

別表第7 (第41条関連) 在籍料

項目	納付金額(年額)
薬学部	600,000円
看護学部	400,000円

項目	納付金額(年額)
薬学部	600,000円

第一薬科大学 教授会規程

(総則)

第1条 第一薬科大学学則第50条に基づき大学に教授会を置く。

(構成)

第2条 教授会は学長、学長代理、副学長、学部長、専任の教授をもって構成する。

2 必要ある場合は、准教授、講師及びその他の職員を加えることがある。

(審議事項)

第3条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

(1) 本学の将来構想、将来計画に関する事項

(2) 教育研究の組織・体制に関する事項

(3) 学則その他大学諸規程に関する事項

(4) 学位授与に関する事項

(5) 教員の人事に関する事項

(6) 学部教授会から上申された事項

(7) その他、教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が諮問した事項

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長の求めに応じ意見を述べることができる。

(会議)

第4条 教授会の議長は、学長または学長が指名した者とする。

2 教授会の開催に際しては、審議事項を事前に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、その限りでない。

(議決)

第5条 教授会は、その構成員の3分の2以上の出席により成立し、議事は出席者の2分の1以上をもって決する。

2 賛否同数のときは議長の決するところによる。

(議事録)

第6条 教授会は、会議の都度、議事録を作成するものとする。

(事務)

第7条 教授会に関する事務並びに議事録の保管は総務課とする。

(委員会)

第8条 教授会は、必要に応じ各種の委員会を置くことができる。

2 委員会は、教授会が諮問した事項を審議するものとする。

3 委員会の設置及び委員選出等については、学長が決定する。

4 委員会の委員は、教授会の構成員以外からも選出することができる。

(その他)

第9条 本規程の他、教授会の運営に関し必要な事項は教授会で定める。

(規程の改廃)

第10条 本規程の改廃は、教授会審議の上、学長が決定し、理事会の承認を得るものとする。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。(学則から独立)

2 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

3 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

4 この規程は、平成25年11月1日から施行する。

5 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

6 この規程は、平成32年4月1日から施行する。

第一薬科大学 学部教授会規程

(総則)

第1条 第一薬科大学学則第50条に基づき、学部に教授会（以下、「学部教授会」という。）を置く。

(構成)

第2条 学部教授会は、学部長、専任の教授をもって構成する。

- 2 学長または学長が指名した者は、必要に応じ学部教授会に出席することができる。
- 3 必要ある場合は、准教授、講師及びその他の職員を加えることがある。

(審議事項)

第3条 学部教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものとする。

- (1)教育課程の編成に関する事項
- (2)学生の入学、退学、休学、転学に関する事項
- (3)学生の単位認定に関する事項
- (4)学生の賞罰に関する事項
- (5)その他、学部長が諮問した事項

- 2 学部教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長の求めに応じ意見を述べることができる。

(会議)

第4条 学部教授会の議長は、学部長または学部長が指名した者とする。

- 2 学部教授会の開催に際しては、審議事項を事前に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、その限りでない。

(議決)

第5条 学部教授会は、その構成員の3分の2以上の出席により成立し、議事は出席者の2分の1以上をもって決する。

2 賛否同数のときは議長の決するところによる。

(議事録)

第6条 学部教授会は、会議の都度、議事録を作成するものとする。

(事務)

第7条 学部教授会に関する事務並びに議事録の保管は総務課とする。

(委員会)

第8条 学部教授会は、必要に応じ各種の委員会を置くことができる。

2 委員会は、学部教授会が諮問した事項を審議するものとする。

3 委員会の設置及び委員選出等については、学部長が決定する。

4 委員会の委員は、学部教授会の構成員以外からも選出することができる。

(その他)

第9条 本規程の他、学部教授会の運営に関し必要な事項は学部教授会で定める。

(規程の改廃)

第10条 本規程の改廃は、教授会審議の上、学長が決定し、理事会の承認を得るものとする。

附 則

1 この規程は、平成32年4月1日から施行する。